

第26回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成23年9月7日（水）19:00～

場所：八頭町役場 本庁舎 3階 大会議室

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 検 討

■ 条文の再検討

＝ 住民投票などの直接民主的制度をめぐる現在の国の動向等を踏まえ、関係する「住民投票」の条文について、再度の検討、協議を行った。

また、本年度、本町において設けた「公益通報制度」に関連する「法令遵守・公益通報制度」の条文について、また、その他再度検討が必要と思われる条文についても検討を行った。

(1) 「住民投票」について

【主な意見】

<委員長>

＝ 現在の国の動向を見ると、住民投票に関する事項を地方自治法で規定し、現在、条例を根拠にそれぞれの地域で行われている住民投票というものを、法律に基づく制度として導入する方向性である。国が示している考え方としては、住民投票の対象となる事項は、「大規模な公の施設の設置の方針」などの重要事項に限定するというものである。

また、住民投票への参加者の要件についても考え方が示されており、片山総務大臣の発言等によれば、「公職選挙法に準じる」というものであり、これはつまり、「満20歳以上の日本国籍を有する者」ということになっている。

現在の自治基本条例案の住民投票の条文においては、「満18歳以上」、「永住外国人を含む」という参加者の要件にしている。

東日本大震災等の影響により、国会への法案提出が遅れており、いつ法整備されるか不明ではあるが、「条例は法律に反することができない」ということから考えれば、現在の自治基本条例案にも大きく影響があることなので、再度検討したい。

法律に反する可能性がある条例を議会に提案しても、修正もしくは否決される可能性もあり、議会も含めて、町全体が納得する条例にしたい。

≫ 今までも検討してきたが、「一つのまちに一緒に暮らしている」ということから考えれば、やはり、永住外国人を含めたい。選挙と住民投票とは違うので、外国人を排除すべきではないと思う。

≫ 法改正が将来的なものとは言え、法律に反する可能性のある条例を議会に提案し、もし、自治基本条例自体を否決されたら、今までこの条例を検討してきた意味がなくなってしまう。

≫ 否決するのは議会がその責任と判断で行うことなので、それは意識しすぎずに委員会の意見で決めればよいと思うが。

≫ 今までも検討してきたとおり、「満 18 歳以上」や「永住外国人を含める」という今までの策定委員会の思いや志は正しいと思うが、「公職選挙法に基づく」という考え方には合理性があることも確かだと思う。

また、公職選挙法に準じる方が、多くの町民にとっても、より理解しやすい基準となるのではないか。

≫ 八頭町をより活性化させるということから考えれば、外国人を排除することによって歪みができてしまうのではないか。

≫ 八頭町の中でも外国人の方に対する考え方はいろいろあると思うが、都会などの他の地域と八頭町とでは状況が異なることもあるので、八頭町にふさわしい条文を考えればよいと思う。今までこの委員会で検討してきた経過もあり、今までの策定委員会の基本的な考え方は間違っていないと思っているが、「一人でも多くの町民の方に賛成してもらえる自治基本条例にしたい」ということが今の一番の思いである。

<委員長>

= 仮に、このまま「満 18 歳以上で永住外国人を含む」という内容で自治基本条例が制定され、住民投票の参加者要件が「公職選挙法に準じる」と

いう法律の内容になった場合でも、即刻、条例改正をしなければならないということにはならないと思うが、遠くない時期に、いずれ見直しをしなければならなくなることは確かだと思う。

今までの検討もあり、委員長としては、委員の皆さんの思いをできるだけ汲みたいと思っているが、条例で法律に反することを規定することは、法的に合理的ではないということもある。

この住民投票の条文については、次回も引き続き協議したい。

(2) 「法令遵守・公益通報」について

【主な意見】

<委員長>

＝ 「公益通報」とは会社、企業の法律違反行為をしかるべき機関に通報すること、すなわち、いわゆる内部告発のことで、公益通報者保護法によって、公益通報をした職員に対する解雇の無効、不利益の禁止などが規定されている。本年7月には「八頭町公益通報処理要綱」が制定され、八頭町における公益通報の体制等が明文化されたところである。

公益通報は、法令遵守とセットとなるような事項だが、この自治基本条例に規定するかどうかを検討したい。

- ≫ 公益通報の制度を町全体に知らしめる、また、町民の方々により一層知っていただくという観点で言えば、条文化する意味はある。
- ≫ 公益通報の制度自体は、当然必要なものだが、行政運営における細部の事項なので、理念的な事項を規定する自治基本条例の中で条文化することはそぐわないのではないか。
- ≫ 「公益の損失を防止する」という目的から見ても、町民に大きく関係する重要な事項なので、規定しても良いと思う。
- ≫ 町長と職員との関係での制度であり、内部的な要綱にとどめるべきではないか。公益通報を条文として入れると、ここの部分だけ具体的な制度を規定することになり、変に目立つことになるので、入れない方が良いと思う。

<委員長>

＝ 理念的な条例である自治基本条例の性質から考えると、公益通報制度のような行政運営に関する具体的な制度を規定することには、違和感がある

ように感じる。

また、この自治基本条例のキーワードとなっている参画と協働、その基礎になる情報共有という観点から考えて、それにポイントを置くとすれば、この自治基本条例への条文化の必要性は低いのではないか。「規定しない」ことでよろしいか（＝承認）

(3) 「財政運営」について

【主な意見】

<委員長>

＝ 「財政運営」の条文については、「もう少し具体的にすべき」という議会の意見もあるようで、再度検討したい。

財政運営の大きな目標は、「健全で持続可能な財政運営」である。そのために重要となる事項としては、総合計画との連動、中長期的な財政計画の策定、行政改革との連動、行政評価との連動が主なものとなり、それに関しては今の条文で網羅できていると考える。

あとは、予算や決算などの財政状況の公表や予算編成への町民参画といった事項が考えられる。

「町民のまちづくりへの参画」ということ自体は、当然必要なことであるが、予算編成への町民参画については、条文化するのは難しいと思う。ただ単に参画という意味合いを持たせるとすれば、すでに「参画」の条文で盛り込んでいる。

追加するとすれば、町民が町の財政状況をより理解しやすくするという意味での「財政状況の分かりやすい公表」に留まるのではないかと思う。

≫ 町民が町の財政を身近に感じられるような条文がいいと思う。

≫ 「分かりやすく公表する」ということは、町民に対するサービスの一つであると思うので、規定した方が良く思う。

≫ この条例の性質上、あまり詳細な事項はそぐわないと思うが、「分かりやすく公表する」ことを条文に追加することについては、問題ないのではないかと思う。

分かりやすく公表することで、この条例のキーワードでもある「情報共有」にもつながる。

<委員長>

= 「財政状況を分かりやすく公表する。」という内容の条文を追加することによろしいか。(=承認)

(4) その他

【主な意見】

<事務局>

= 「広域連携」の条文については、現在の案では主語が「執行機関は」となっているが、議会も関係することであるため、「町は」と修正した方がよいのではないかと考えている。

また、「町外の人々との交流」の条文についても、主語が「執行機関は」となっているが、議会はもちろん、町民の方にも関係することであるため、「町民と町は」と修正した方がよいと考えている。

また、この2つの条文は、「行政」の章に規定しているが、主語を修正するとなれば、行政だけに関連する事項ではなくなるため、別の章にした方がよいと考える。

≫ 異議はない。

<委員長>

= 「広域連携」と「町外の人々との交流」の条文の主語を修正し、「連携と交流」という別の章で規定することによろしいか。(=承認)

4. その他

■ 今後の予定

= 住民投票の条文について、今回の会議では結論に至らなかったため、次回も引き続き検討する。

5. 閉 会

以 上。